

国営事業管理委員会設置要領

第1 国営事業管理委員会の設置

国営事業に向けた調査計画及び国営事業の実施並びにこれに附帯する事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置する。

第2 事業管理委員会の事務

事業管理委員会は、次の事項を検討・実施する。

- (1) 国営事業の事前評価に関すること。
- (2) 国営事業の再評価に関すること。
- (3) 国営事業の事後評価に関すること。
- (4) 国営事業及び附帯事業の実施状況の把握に関すること。
- (5) 国営事業及び附帯事業の円滑な執行並びに計画的な促進に関すること。
- (6) 国営事業の計画変更に関すること。
- (7) 国営事業における環境との調和への配慮に関すること。
- (8) 広域農業基盤整備管理調査の実施に関すること。
- (9) 広域基盤整備計画調査の実施に関すること。
- (10) 地域整備方向検討調査の実施に関すること。
- (11) 国営事業の地区調査に関すること。
- (12) 国営事業の全体実施設計に関すること。
- (13) 国営事業の完了地区に関すること。
- (14) 国営施設機能保全事業（施設長寿命化検討調査）に関すること。
- (15) 国営施設応急対策事業（原因究明等調査）に関すること。
- (16) その他必要な事項。

第3 事業管理委員会の構成等

1. 事業管理委員会の構成は次のとおりとする。

委員長	農村振興部長
委員	地方参事官（各省調整）
	地方参事官（事業計画）
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	用地課長
	水利整備課長
	農地整備課長
	地域整備課長
	防災課長

2. 委員長は、必要に応じて国営事業(務)所長、土地改良技術事務所長及び土地改良調査管理事務所長等前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、事業管理委員会を召集する。
4. 委員長は、国営事業の事前評価、再評価及び事後評価の実施に際し、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を別添設置要領に基づき設置し、事前評価結果、再評価結果及び事後評価結果に対する意見を聴く。
5. 委員長は、国営事業における環境との調和への配慮に関する検討に際し、学識経験者等から構成される協議会を別添設置要領に基づき設置し、環境に関する情報収集、意見交換を行う。

第4 幹事会の構成等

1. 事業管理委員会に次の構成による幹事会を設ける。

- (1) 第2の(2)、(4)、(5)、(8)及び(12)に係るもの

幹事長 設計課長

幹事 設 計 課 事業調整室長、課長補佐（土木技術・調整）、
水利計画官

農村計画課 課長補佐（総務・技術）

土地改良管理課 課長補佐、農政調整官

農村環境課 課長補佐 地質官、環境保全官

事業計画課 課長補佐（総務・計画調整）

用 地 課 課長補佐（用地調整）

水利整備課 課長補佐

農地整備課 課長補佐（総務・競争力強化事業推進）

地域整備課 課長補佐

防 災 課 課長補佐

このほか第2の事項の規定により構成する。

- (2) 第2の(3)に係るもの

幹事長 土地改良管理課長

幹事 第4の1の(1)の幹事に同じ。

- (3) 第2の(1)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(14)及び(15)に係るもの

幹事長 事業計画課長

幹事 第4の1の(1)の幹事に同じ。

ただし(1)のうち全体実施設計地区、(10)のうち農地再編に係るものは、事業所管課長を幹事長とする。

- (4) 第2の(13)に係るもの

幹事長 水利整備課長

幹事 第4の1の(1)の幹事に同じ。

2. 幹事長は、必要に応じて国営事業(務)所、土地改良技術事務所及び土地改良調査管理事務所の担当者等、前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 幹事長は、幹事会を召集する。

4. 幹事会の事務は以下のとおりとする。

(1) 事業管理委員会に必要な事項の検討、資料の作成及び整理。

なお、国営事業の再評価（案）及び事後評価（案）の作成に当たっては関係機関から意見を聴取するものとする。

(2) その他必要な事項。

第5 報告

委員長は、事業管理委員会での検討・実施事項について、必要に応じて農村振興局関係各課に報告するとともに附帯事業の計画的な促進のため、関係各県に連絡するものとする。

なお、委員長は、国営事業の再評価及び事後評価に当たっては、技術検討会の意見を付して、関東農政局長に当該再評価結果及び事後評価結果を報告するものとする。

第6 事務局

事業管理委員会及び幹事会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

付則

1. この要領は、平成10年5月25日より実施する。

2. 従来からの「国営事業管理委員会設置要領」（平成元年9月1日）は廃止する。

付則

この要領は、平成11年3月31日より実施する。

付則

この要領は、平成13年1月9日より実施する。

付則

この要領は、平成14年3月8日より実施する。

付則

この要領は、平成15年5月29日より実施する。

付則

この要領は、平成18年5月16日より実施する。

付則

この要領は、平成22年5月12日より実施する。

付則

この要領は、平成23年5月20日より実施する。

付則

この要領は、平成26年5月13日より実施する。

付則

この要領は、平成28年2月8日より実施する。

付則

この要領は、平成28年2月8日より実施する。

付則

この要領は、平成31年3月11日より実施する。

別添

技術検討会設置要領

第 1 設置

国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）が実施する国営事業の事前評価結果（以下「事前評価結果」という。）、国営事業の再評価結果（以下「再評価結果」という。）及び国営事業の事後評価結果（以下「事後評価結果」という。）の透明性及び客観性を確保するため、事前評価、再評価結果及び事後評価結果に対する意見を求める機関として、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置する。

第 2 事務

技術検討会は、事前評価結果、再評価結果及び事後評価結果について、事業管理委員会からの求めに応じて、意見を取りまとめ提出する。

第 3 構成

1. 技術検討会の委員

委員は国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者とし、事業管理委員会の長が、事前評価、再評価及び事後評価のそれぞれについて年度ごとに 5 名程度委嘱する。

2. 委員長

委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員の任期

委員の任期は、事前評価、再評価及び事後評価を行う年度の委嘱の日から当該年度末までとする。

第 4 運営

1. 技術検討会は、事業管理委員会の長が召集する。

2. 委員長は、技術検討会の結果を事業管理委員会に答申する。

第 5 事務局

技術検討会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

付則

この要領は、平成10年 5 月 25 日から施行する。

付則

この要領は、平成11年 3 月 31 日から施行する。

付則

この要領は、平成13年 1 月 9 日から施行する。

付則

この要領は、平成22年 5 月 12 日より実施する。

付則

この要領は、平成23年 5 月20日より実施する。

付則

この要領は、平成28年 2 月 8 日より実施する。